

一般教育訓練給付制度とは？

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、ご本人自らが自動車学校に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワークから支給されます。

対象者

- 雇用保険に通算3年以上（初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は1年以上）加入されている方
- 離職日の翌日以降、受講開始日まで1年内の方
- 65歳未満の方

支給額

教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）なお、4千円を超えない場合は支給されません。

給付金支給までの流れ

STEP 1 受給資格の確認

居住地を管轄するハローワークに「教育訓練給付金支給要件照会票」を提出し、受給資格を確認します。

STEP 2 入校手続き

受給資格が可の場合は、「教育訓練給付金支給要件回答書」を入校時にご持参下さい。入校手続きをいたします。

STEP 3 教習～卒業

教習終了後、「教育訓練修了証明書」、「教育訓練給付金支給申請書」の交付を受けます。

STEP 4 給付金申請

教習終了後、1ヶ月以内に居住地を管轄するハローワークに給付金申請書類を提出します。

※ 申請書類
「教育訓練給付金支給申請書」
「教育訓練修了証明書」
「領収書」
「本人・住所確認書類」
「雇用保険被保険者証」
「クレジット契約証明書」等

STEP 5 給付金の支給

ハローワークにて審査後、給付金が指定口座に振り込みされます。

一般教育訓練給付指定講座

講座名	教習料金総額	支給額20% (上限10万円)	実質負担額
中型自動車免許課程 (普通MT免許所持)	196,120	34,210	161,910
中型自動車免許課程 (中型8t限定免許所持)	95,370	16,170	79,200
中型自動車免許課程 (準中型5t限定免許所持)	164,880	27,962	136,918
中型自動車免許課程 (準中型免許所持)	147,280	24,442	122,838
準中型自動車免許課程	393,230	71,632	321,598
準中型自動車免許課程 (準中型5t限定免許所持)	77,000	12,496	64,504
普通第二種自動車免許課程 (大型・中型免許所持(8t限定含む))	223,520	41,800	181,720
大型特殊自動車免許課程 (普通・大型・中型免許所持)	105,820	18,260	87,560

※ 給付金支給額は、教育訓練経費
(入学金・適性検査料・教習料金・教科書代)の20%になります。